

不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて

6貿第604号 平成6年6月24日

輸出関連団体の長あて(各通)

通商産業大臣名

- 1 昭和62年9月7日付け62貿第3605号「輸出関連法規の遵守徹底について」より、輸出関連団体約150団体に対して、傘下企業における輸出関連法規遵守徹底のための基本方針の策定を要請したところ、現在、多くの輸出関連企業から輸出関連法規の遵守に関する内部規程(以下「輸出管理社内規程」という。)を通商産業省に届け出ていただいております。
- 2 現在、安全保障輸出管理をめぐる情勢は、大きく変化しております。東西冷戦構造の終焉により、本年3月をもってココムは廃止されましたが、地域的な紛争の発生防止の観点から、通常兵器の過度の蓄積を防止すべく、通常兵器及び関連汎用品を扱う新たな輸出規制が構築されつつあり、関係政省令の改正も6月24日に公布され、7月6日から施行されることとなっております。また、従来にも増して、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル(以下「大量破壊兵器等」という。)の拡散防止の必要性は高まってきております。
- 3 つきましては、貴団体におかれては、このような新たな情勢の変化に対応し輸出規制の実効性を高めるためには輸出関連企業における適切な管理が重要であるとの認識の下、傘下の企業に対し、以下の事項に留意しつつ輸出管理社内規程の策定又は見直しを検討していただくよう周知願います。

なお、傘下の企業において、新たに輸出管理社内規程を策定又は見直しをされた場合には、貿易局輸出課戦略物資輸出検査官室まで速やかに届け出ていただくよう、併せて周知願います。

- (1) 大量破壊兵器等及びその製造設備等関連資機材の拡散防止、通常兵器の過度な蓄積の防止等国際的な平和及び安全の維持の観点から外国為替及び外国貿易管理法等輸出関連法規(以下「外為法等」という。)により規制されている貨物及び技術(以下「規制貨物等」という。)について、外為法等に違反して不正に輸出又は提供しないことを企業の基本

方針とし、その方針を社内に告知し、周知徹底すること。

- (2) 企業の基本方針を遵守するため、以下の点を考慮して輸出管理体制の整備を図ること。

- ① 規制貨物等の輸出又は提供の管理に関し、社内に輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設け、業務分担及び責任範囲を明確にすること。

- ② 該非判定、顧客審査及びこれらを総合的に勘案した取引審査についての手続きを明確に規定し実施すること。特に、取引の実状に即した最終顧客及び用途の確認を実施できるようにすること。

なお、外為法等により規制されている地域(以下「規制対象地域」という。)以外の地域への輸出若しくは提供又は輸出を前提とする国内販売であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。

- ③ 取締役以上が規制貨物等の取引審査の最終判断権者になるとともに、規制貨物等の輸出又は提供の可否について疑義のある取引の遂行を未然に防止する体制を整備すること。

- ④ 出荷時に輸出又は提供される規制貨物等が書類に記載された貨物又は技術と同一のものであることを確認するとともに、通関時に事故の発生があった場合には、速やかに社内の輸出管理の統轄部署に報告される体制を整備すること。

- ⑤ 輸出管理が適正に行われているか否かを確認する監査体制を整備し、定期的を実施すること。

- ⑥ 社員に外為法等に関する教育を適切に実施すること。

- ⑦ 規制貨物等の輸出又は提供に係る諸手続を行うに当たっては、事実を正確に記載し、関連する文書を輸出時又は提供時から少なくとも5年間保存すること。

- ⑧ 子会社及び関連会社に対し、当該企業の実状に即した安全保障輸出管理に関する適切な指導を実施すること。

- ⑨ 法令違反が判明した場合には、速やかに関係官庁に報告するとともに、必要に応じ関係者に対し厳正な処分が行われること。